施行日令和７年４月１日

大阪“みなと”貨物集貨事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第７号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、大阪“みなと”貨物集貨事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定める。

（補助の目的）

第２条　大阪港が共通の背後圏を有する府営港湾と一体となって、各々の強みを活かした集貨策を講じていくことで、大阪港における取扱貨物量を増加し、将来的な定期航路の増便や新規定期航路の就航をめざし、さらなる国際競争力の強化を図ることを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）大阪港　港則法（昭和23年法律第174号）、港則法施行令（昭和24年政令第219号）及び港則法施行規則（昭和23年運輸省令第29号）に規定する阪神港大阪区をいう。

（２）荷主　国際海上物品運送法（昭和32年法律第172号）に基づき発行される船荷証券に記載された荷送人又は荷受人若しくはこれらと同等と認められる輸送を依頼する者をいう。

（３）フォワーダー　貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）で規定する貨物利用運送事業者や、港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）に規定する一般港湾運送事業を行う事業者など、荷主から貨物を預かり、荷主の代行として輸送を依頼する者をいう。

（４）府営港湾　大阪府が管理する８港湾（堺泉北港、阪南港、二色港、泉佐野港、泉州港、尾崎港、淡輪港及び深日港）をいう。

（５）府営港湾エリア　次の市町村内をいう。

泉佐野市、泉大津市、貝塚市、岸和田市、泉南市、堺市、高石市、田尻町、忠岡町、阪南市、岬町

（６）冷蔵倉庫　倉庫業法施行規則（昭和31年運輸省令第59号）に規定する冷蔵倉庫をいう。

（７）外航船社　国内諸港湾と外国諸港湾との間において、海上運送法（昭和24年６月１日法律第187号）に規定する貨物定期航路事業を行う者をいう。

（８）同一事業　申請事業と同じ荷主、同じ輸送品目で輸出を行った事業をいう。

（補助対象者）

第４条　補助金の申請は、荷主及びフォワーダーの共同で行わなければならない。

（補助の対象及び補助金の額）

第５条　補助の対象は、府営港湾エリアに立地する冷蔵倉庫（堺青果センター等）を活用し、大阪港で輸出を行う事業（大阪“みなと”食輸出促進事業）において、交付決定を行った日から申請年度の１月末日までと前年度における同期間を比較して増加しているコンテナ貨物量（以下「補助対象貨物量」という。）とする。ただし、堺泉北港、又は神戸港から大阪港へ利用転換を行った事業を除く。

２　補助対象貨物量は、申請年度の４月１日から翌年１月末日までと前年度における同期間を比較して増加した貨物量を上限とする。ただし、前年度における同一事業において、堺泉北港、神戸港又はその両港の利用がある場合、該当する港における申請年度の４月１日から翌年１月末日までと前年度における同期間を比較して減少した貨物量を補助対象貨物量から除く。

３　前年度に実績がない場合においては、交付決定を行った日から申請年度の１月末までの貨物量を補助対象貨物量とする。

４　補助金の額は、補助対象貨物量１TEUあたり30,000円とし、その上限額は１申請あたり3,000,000円とする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大阪“みなと”貨物集貨事業補助金交付申請書（様式第１号）に規則第４条各号に掲げる事項を記載し、あらかじめ市長が指定する日までに、市長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、前年度における同一事業において、堺泉北港、神戸港及び大阪港における輸送実績がない場合は（３）を除く。

（１）事業計画書

（２）申請者の会社概要を確認できる資料

（３）申請者とは異なる第三者（外航船社等）が作成する前年度の輸送実績を確認できる資料

（４）その他市長が必要と判断する書類

（交付決定）

第７条　市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないか、補助事業の目的、内容等が適正であるか及び金額の算定に誤りがないかを調査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、予算の範囲内において、大阪“みなと”貨物集貨事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

２　市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、大阪“みなと”貨物集貨事業不交付決定通知書（様式第３号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

３　市長は、補助金の交付の申請が到達した日の翌日から起算して30日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。ただし、申請書の訂正等に係る日数は除くものとする。

（申請の取下げ）

第８条　補助金の交付の申請を行った者は、前条第１項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第７条第１項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪“みなと”貨物集貨事業補助金交付申請取下書（様式第４号）により申請の取下げを行うことができる。

２　申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（交付の時期等）

第９条　市長は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の完了後、第14条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（補助事業の変更等）

第10条　補助事業者は、補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、大阪“みなと”貨物集貨事業補助金変更承認申請書（様式第５号）を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、大阪“みなと”貨物集貨事業補助金中止・廃止承認申請書（様式第６号）を市長に対し提出し承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の申請があったときは、補助事業変更が適当と認めるときは、大阪“みなと”貨物集貨事業補助金変更承認通知書（様式第７号）により、補助事業の中止又は廃止が適当と認めるときは、大阪“みなと”貨物集貨事業補助金中止・廃止承認通知書（様式第８号）により、それぞれその旨を補助事業者に通知する。

３　市長は、補助事業変更が不適当と認めるときは、理由を付して、大阪“みなと”貨物集貨事業補助金変更不承認通知書（様式第９号）により、補助事業の中止又は廃止が不適当と認めるときは、理由を付して、大阪“みなと”貨物集貨事業補助金中止・廃止不承認通知書（様式第10号）により、それぞれその旨を補助事業者に通知する。

４　第１項の軽微な変更は、交付決定した額の変更を伴わず、補助事業の目的に変更のない場合に限る。

（事情変更による決定の取消し等）

第11条　市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

２　前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大阪“みなと”貨物集貨事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

（立入検査等）

第12条　市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

（実績報告）

第13条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、大阪“みなと”貨物集貨事業補助金実績報告書（様式第12号）に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、事業が完了した日の翌日から起算して10日以内又は補助金の交付の決定をした日の属する年度の２月10日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

２　前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）補助金の交付決定額とその精算額

　（２）補助事業の実績（貨物の取扱い実績）を確認できる書類

　（３）その他市長が必要と判断する書類

３　第１項の実績報告書の提出後、市長が別途指定する場合、本事業にかかる貨物の取扱い実績を証明できる資料を提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第14条　市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大阪“みなと”貨物集貨事業補助金額確定通知書（様式第13号）により補助事業者に通知するものとする。

（決定の取消し等）

第15条　規則第17条第３項の規定による通知においては、市長は大阪“みなと”貨物集貨事業補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により通知するものとする。

２　市長は、補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けた場合、補助事業者名及び不正の内容を公表することができる。

（関係書類の整備）

第16 条　補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第14条の通知を受けた日から５年間保存しなければならない。

　附則

この要綱は、令和３年８月６日から施行する。

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

この要綱は、令和６年４月25日から施行する。

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。